

舗 装 工 事 業 者

（第13条・第14条関係）格付基準・格付

舗 装 工 事 業 者 の 格 付 基 準	
建設業法27条の23第2項の規定による総合評定数値及び 生駒市建設工事成績評定結果活用基準に基づく評定値の合計	等級
1 0 0 0点以上	A
1 0 0 0点未満	B

（第16条関係）発注標準

舗 装 工 事 業 者 の 発 注 標 準	
発注対象金額	等級
3 0 0 0万円 以上	A
4 5 0 0万円 未満	B